

○経済産業省告示第 号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の一部の施行に伴い、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事

項

イ 国が講ずべき支援措置

- (1) 国は、中小企業の活力の再生の支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、事業再生支援や過大な債務を負っている中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者（以下「保証人」という。）を対象とした、当該保証債務の整理（破産手続又は再生手続に

改正前

二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事

項

イ 国が講ずべき支援措置

- (1) 国は、中小企業の活力の再生の支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、事業再生支援や過大な債務を負っている中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者（以下「保証人」という。）を対象とした、当該保証債務の整理（破産手続又は再生手続に

よりその債務の整理を図ることを除く。以下「個人保証債務整理」という。）に係る支援、経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業の開拓、販路の開拓、海外事業の展開及び事業承継又は合併等（合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者（中小企業者であった者を含む。）からその事業に係る経営資源を引き継ぐものをいう。以下同じ。）により承継する経営資源の活用による経営の効率化（以下「経営資源の有効活用」という。）の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。

よりその債務の整理を図ることを除く。以下「個人保証債務整理」という。）に係る支援、経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業の開拓、販路の開拓、海外事業の展開及び合併等（合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者からその事業に係る経営資源を引き継ぐものをいう。以下同じ。）により承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化（以下「経営資源の有効活用」という。）の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。

(2) 「略」

ロ 「略」

ハ 機構が講ずべき支援措置

(1) (7) 「略」

(8) 全国本部は、事業承継による経営資源の

有効活用を図る中小企業者を対象に、当該

中小企業者の依頼に応じて、必要があると

認める場合に経営の診断の実施、事業承継

に関する指導及び助言など中小企業の活力

の再生に資する支援を行う。

(9) (10) 「略」

(11) 全国本部は、中小企業者に対し、経営悪

化時の早期対応の必要性、事業再生のため

(2) 「略」

ロ 「略」

ハ 機構が講ずべき支援措置

(1) (7) 「略」

「新設」

(8) (9) 「略」

(10) 全国本部は、中小企業者に対し、経営悪

化時の早期対応の必要性、事業再生のため

の手法、個人保証債務整理のための手法、経営資源の有効活用の観点からの事業承継又は合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。

(12) |
↳ (14) |
「略」

(15) | 全国本部は、認定支援機関に対し、当該認定支援機関が指導又は助言を行う案件について、類似の事例の照会に応ずる等の支援を行うほか、中小企業再生支援業務の進め方、各種制度、事業再生や個人保証債務

の手法、個人保証債務整理のための手法、経営資源の有効活用の観点からの合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。

(11) |
↳ (13) |
「略」

(14) | 全国本部は、認定支援機関に対し、当該認定支援機関が指導又は助言を行う案件について、類似の事例の照会に応ずる等の支援を行うほか、中小企業再生支援業務の進め方、各種制度、事業再生や個人保証債務

整理、事業承継又は合併等による経営資源の有効活用に係る専門家等の活用方法、個別案件の内容及び進め方に対する助言を行う。また、認定支援機関からの要請に応じ、当該認定支援機関と連携した事業再生や個人保証債務整理、事業承継又は合併等による経営資源の有効活用の支援や適切な専門家等を当該認定支援機関に紹介する等の支援を行う。

(16) | 機構は、研修事業やセミナー等を開催し、事業再生や個人保証債務整理、事業承継又は合併等による経営資源の有効活用に係る人材の育成を図るものとする。

整理、合併等による経営資源の有効活用に係る専門家等の活用方法、個別案件の内容及び進め方に対する助言を行う。また、認定支援機関からの要請に応じ、当該認定支援機関と連携した事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用の支援や適切な専門家等を当該認定支援機関に紹介する等の支援を行う。

(15) | 機構は、研修事業やセミナー等を開催し、事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用に係る人材の育成を図るものとする。

ニ 認定支援機関が講ずべき支援措置

(1)～(5) 「略」

(6) 認定支援機関は、事業承継による経営資源の有効活用を図る中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要がある」と認める場合に経営の診断の実施、事業承継に関する指導及び助言など活力の再生に資する支援を行う。

(7)・(8) 「略」

(9) 認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、事業再生のための手法、個人保証債務整理のための手法、経営資源の有効活用の観点からの事業

ニ 認定支援機関が講ずべき支援措置

(1)～(5) 「略」

〔新設〕

(6)・(7) 「略」

(8) 認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、事業再生のための手法、個人保証債務整理のための手法、経営資源の有効活用の観点からの合併

承継又は合併等の有効性等に関する研修の
実施に努めるとともに、中小企業支援機関
の職員等に対し、中小企業の活力の再生を
支援するための手法や考慮事項等に関する
研修を行う。

(10)|
「略」

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事
項

イ・ロ 「略」

ハ 機関が整備する支援体制

(1) 〽 (3) 「略」

(4) 機関は、中小企業者の事業再生、個人保
証債務整理、事業承継及び合併等に関する

等の有効性等に関する研修の実施に努める
とともに、中小企業支援機関の職員等に対
し、中小企業の活力の再生を支援するため
の手法や考慮事項等に関する研修を行う。

(9)|
「略」

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事
項

イ・ロ 「略」

ハ 機関が整備する支援体制

(1) 〽 (3) 「略」

(4) 機関は、中小企業者の事業再生、個人保
証債務整理及び合併等に関する情報が外部

情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生、個人保証債務整理、事業承継及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者及び保証人が多大な損害を被るおそれがあることから、中小企業再生支援業務を行う部署（全国本部）及びそれ以外の支援を行う部署を分けてそれぞれ独立して情報を管理するなど、機構内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備するものとする。

(5) 「略」

二 認定支援機関が整備する支援体制

(1)・(2) 「略」

に漏えいした場合、風評被害等により事業再生、個人保証債務整理及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者及び保証人が多大な損害を被るおそれがあることから、中小企業再生支援業務を行う部署（全国本部）及びそれ以外の支援を行う部署を分けてそれぞれ独立して情報を管理するなど、機構内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備するものとする。

(5) 「略」

二 認定支援機関が整備する支援体制

(1)・(2) 「略」

(3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、事業再生や個人保証債務整理、事業承継及び合併等による経営資源の有効活用に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局、沖縄総合事務局、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。

(4) 認定支援機関は、自らが保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、必要に応じて、機構の支援を得ながら、事業再生や

(3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、事業再生や個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局、沖縄総合事務局、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。

(4) 認定支援機関は、自らが保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、必要に応じて、機構の支援を得ながら、事業再生や

個人保証債務整理、事業承継及び合併等による経営資源の有効活用に係る専門的知識又は経験を有する専門家等及び企業経験者等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築する。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて、関係者、専門家等からなる支援チームを編成する。

(5)・(6) 「略」

(7) 認定支援機関は、中小企業者の事業再生、個人保証債務整理、事業承継及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生、個人保証債務整

個人保証債務整理、合併等による経営資源の有効活用に係る専門的知識又は経験を有する専門家等及び企業経験者等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築する。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて、関係者、専門家等からなる支援チームを編成する。

(5)・(6) 「略」

(7) 認定支援機関は、中小企業者の事業再生、個人保証債務整理及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生、個人保証債務整理及び合併

理、事業承継及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者及び保証人が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生及び個人保証債務整理に係る支援を行う部署、事業承継又は合併等による経営資源の有効活用に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署の情報を、それぞれ独立して管理するなど、各部署間における連携体制を整備した上で、認定支援機関内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備する。

(8) 「略」

等の可能性が低下し、当該中小企業者及び保証人が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生及び個人保証債務整理に係る支援を行う部署、合併等による経営資源の有効活用に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署の情報を、それぞれ独立して管理するなど、各部署間における連携体制を整備した上で、認定支援機関内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備する。

(8) 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日（令和三年四月一日）から施行する。